資料№５５

母子等福祉総務事業　法律相談等委託料の概要

子ども未来部　子育て支援課

(1) 目的

ひとり親家庭及び離婚を考えておられる子育て家庭における養育費や財産分与といった経済的な問題及び、面会交流、親権といった子どもとの関わり方等の様々な問題について、専任の弁護士による無償の法律相談を実施し、助言をいただくことにより、問題解決につなげます。

(2) 事業概要

① 相談対象者について

ひとり親家庭及び離婚を考えておられる子育て家庭の母親又は父親を対象に、子育て支援課の母子父子自立支援員の事前聴取を経た上で、論点整理を行い、弁護士につないでいくこととします。

このほか、母子父子自立支援員が窓口において相談でお聞きしている案件のうち、法律相談が必要と認められる案件も対象者に含みます。

なお、法律相談には母子父子自立支援員が同席します。

② 実施回数について

2カ月毎に1回 、年6回の開催とし、1回当たり1人30分程度で計６人の相談を実施することとします。

※緊急を要する相談案件については、電話や弁護士事務所に出向いての法律相談も実施いたしますが、この場合も必ず子育て支援課の母子父子自立支援員による事前聴取を実施し、母子父子自立支援員が電話の代行及び相談の同席をします。

③ 委託料　５０９，０００円／年

【内訳】　・弁護士(出張相談費用)　年６回

@５０，０００円　×　６回　＝　３００，０００円

・弁護士事務所での相談

@２２，０００円　×　６回　＝　１３２，０００円

・電話相談

@５，５００円　×１４回　＝　７７，０００円

④ 実施時期　令和２年５月頃初回実施予定